

愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 6 号に規定するさし網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
(1) 三枚網漁業（愛知県漁業調整規則第 15 条第 2 項の規定に基づく短期許可の漁業に限る。）	許可証に記載した第 1 種共同漁業権区域	許可証に記載した漁業時期	許可証に記載した推進機関の馬力数	0.5 トン以上 5 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数
(2) きず流網漁業（愛知県漁業調整規則第 15 条第 2 項の規定に基づく短期許可の漁業に限る。）	許可証に記載した第 1 種共同漁業権区域	許可証に記載した漁業時期	許可証に記載した推進機関の馬力数	0.5 トン以上 5 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数